第八条　環境保護

1　各締約国は、環境保護及び持続可能な開発の重要性を認め、並びに環境に関する自国の政策及び優先度を定める権利を有することを認識して、自国の法令において環境保護に関する適切な水準について定めることを確保し、当該法令を引き続き改善するよう努める。

2　各締約国政府は、環境に関する自国の法令の遵守を監視すること、当該法令違反の疑いについて調査することその他の適当な措置をとる。

3　各締約国は、次の事項を行うよう努める。

(a)　環境政策及び関連する事項についての啓発を促進するため、そのような分野についての教育の促進その他の方法により必要な措置をとること。

(b)　環境上適正な物品及びサービスの取引及び普及を奨励すること。

4　両締約国は、両締約国が締結している環境に関する国際協定に基づく権利及び義務を再確認する。

第九条　秘密の情報

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

2　この協定に従って秘密のものとして提供された情報は、当該情報を提供した締約国によって定められた目的のためにのみ使用されるものとする。

3　1の規定にかかわらず、この協定に従って提供された秘密の情報は、当該情報を提供した締約国の事前の同意を条件として、第三者に伝達することができる。

4　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って秘密のものとして提供された情報であって、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるであろうものの提供を要求するものではない。

第十条　租税

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該租税条約が優先する。

3　第四条、第六条及び前条の規定は、この協定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該課税措置について適用する。

第十一条　例外

1　この協定（第六章及び第九章を除く。）の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第六章及び第八章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

3　この協定のいかなる規定も、締約国が、通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を使用不能にし、又は破壊する計画的な企てから当該公共基盤を防護するという自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置をとることを妨げるものと解してはならない。

注釈　この3の規定は、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。

4　一方の締約国が第三国、第三国の産品若しくはサービス提供者又は第三国の企業である投資家に関連して、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める法令上の措置を採用し、又は維持する場合において、この協定による利益を他方の締約国の産品、サービス提供者、企業又は当該企業の投資財産に与えたならば当該措置に違反し、又は当該措置を阻害することとなるときは、この協定のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、この協定による利益を当該他方の締約国、当該他方の締約国の産品若しくはサービス提供者又は当該他方の締約国の企業である投資家に与えることを要求するものと解してはならない。

5　第六章及び第八章の規定の適用上、一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるもの又は他方の締約国のサービス提供者であって当該他方の締約国の法人であるものが第三国の投資家又は者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産又は当該サービス提供者に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該サービス提供者、当該企業若しくは当該企業の投資財産に対してこの協定による利益を与えたならば当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

6　第六章の規定の適用上、一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者又は当該サービス提供者が提供するサービスが次のいずれかの場合に該当すると認めるときも、当該他方の締約国に事前に通報し、及び当該他方の締約国と事前に協議することを条件として、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、同章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該サービス提供者が第三国の者によって所有され、又は支配されている法人であって、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていない場合

(b)　当該サービスが第三国の区域から又はその区域内において提供される場合

(c)　海上運送サービスの提供に関し、(ii)の者が(i)の船舶によりサービスを提供している場合

(i)　第三国の法律に従って登録されている船舶

(ii)　船舶を運航し、又はその全体若しくは一部を利用する第三国の者

(d)　当該サービス提供者が次のいずれかの場合

(i)　自然人については、この協定に定義する他方の締約国の自然人でない場合

(ii)　法人については、この協定に定義する他方の締約国の法人でない場合

7　第八章の規定の適用上、一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが次の場合に該当すると認めるときも、当該他方の締約国に事前に通報し、及び当該他方の締約国と事前に協議することを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていない場合

(b)　当該企業が第三国又は当該一方の締約国の投資家によって所有され、又は支配されている場合

第十二条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

第十三条　実施取極

両締約国政府は、必要な場合には、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第十四条　合同委員会

1　この協定に基づき合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。